

70歳から74歳の方の一部負担金の割合について

70歳の誕生月の翌月（1日が誕生日の場合は誕生月）から医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、下記の基準により決まります。

2ページの「負担割合判定フローチャート」を併せてご覧ください。

負担割合の判定基準

(注1) 2割	<p style="text-align: right;">(注2)</p> <ul style="list-style-type: none">・同一世帯の70歳から74歳の国保加入者全員の<u>住民税課税所得が145万円未満</u>である世帯・平成27年1月2日以降、新たに70歳になる国保加入者がいる世帯で、世帯内の70歳から74歳の人の<u>旧ただし書所得</u>^(注3)の合計が210万円以下の世帯 <p style="text-align: center;">下欄の <input type="checkbox"/> に該当する場合は、<u>申請により「2割」と</u>なります。 対象の人には、申請書を送付します。（ただし状況により該当しない場合があります。）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"><p style="text-align: center;">同一世帯に70歳から74歳の国保加入者が1人の場合</p><ul style="list-style-type: none">・70歳から74歳の国保加入者の<u>収入金額</u>^(注4)が383万円未満・70歳から74歳の国保加入者の<u>収入金額</u>が383万円以上で、同じ世帯に国保から後期高齢者医療制度に移行された人を含めた<u>収入金額</u>の合計が520万円未満<p style="text-align: center;">同一世帯に70歳から74歳の国保加入者が2人以上の場合</p><ul style="list-style-type: none">・70歳から74歳の国保加入者全員の<u>収入金額</u>の合計が520万円未満</div>
3割	<ul style="list-style-type: none">・上記以外の人

(注1) 昭和19年4月1日までにお生まれ（平成26年4月1日までに70歳になられた）の方は、軽減特例措置により医療機関等での一部負担金の割合は「1割」です。この説明において「2割」を「1割」と読み替えてください。

(注2) 住民税課税所得とは

収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費等を差し引いて求めた総所得から、さらに各種所得控除（社会保険料控除、医療費控除等）を差し引いて算出した額のことです。住民税の通知の「課税標準額」をご参照ください。

平成25年12月31日現在において、国保に加入している19歳未満の扶養者がいる世帯は住民税課税所得から扶養人数や扶養者の年齢に応じて、さらに控除される場合があります。

(注3) 旧ただし書所得とは

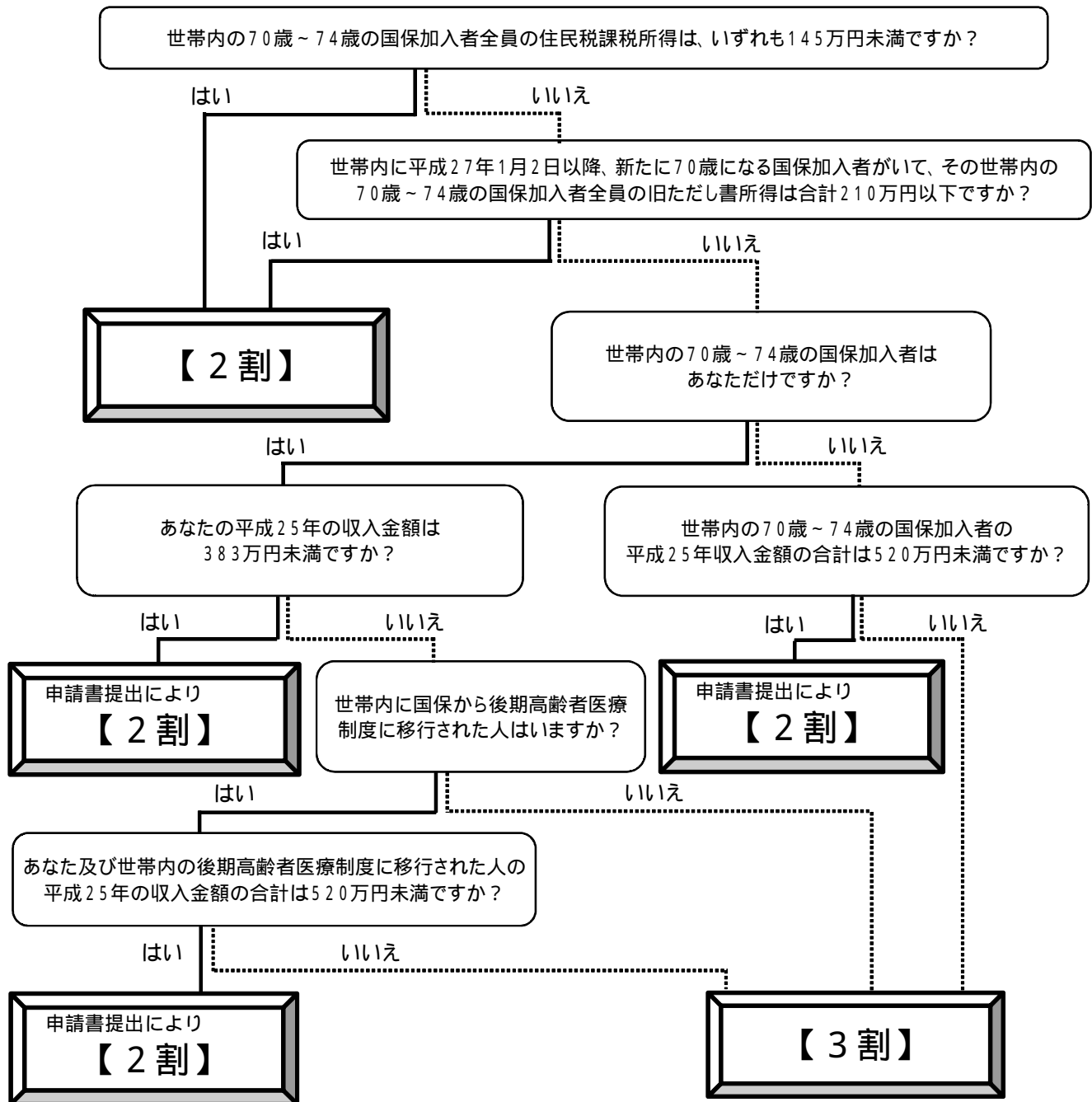
前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。

(注4) 収入金額とは

所得税法第36条第1項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額を除く）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額のことです。

確定申告書を提出している方は、確定申告書第1表から第3表の各所得に係る収入金額（収入金額等）に記載したの合計（退職所得を除く）となります。

負担割合判定フローチャート



負担割合の変更

負担割合は世帯で決定するため、同じ世帯の方が新たに70歳になった場合や転居等により世帯状況が変わる場合、現在決定している負担割合が今後変更になることがあります。

お問い合わせ先：長岡市福祉保健部国保年金課
国保保険料係 電話 39 - 2220 (直通)
または 各支所 市民生活課